

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する
ことについて通知がありました。

令和元年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基盤地図情報作成）
- 二 測量の地域 奈良県の一部
- 三 測量の期間 令和元年十月二十日から令和二年三月三十一日まで